









変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)









変更後

変更理由

表ト設-気45 気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/3)

員数	1式 (1) 9×2個 [052-1~052-9 2段フィルタ] (2) 6×2個 [043-7 2段フィルタ、043-8 2段フィルタ、044-9~044-12 2段フィルタ] (3) 2×2個 [041-1 2段フィルタ、041-2 2段フィルタ] (4) 4×2個 [042-3~042-6 2段フィルタ] (5) 1×2個 [046 2段フィルタ] (6) 9×2個 [053-1~053-9 2段フィルタ] (7) 2×2個 [045-13 前後、045-14 2段フィルタ] (8) 2×2個 [051-15 前後、051-16 2段フィルタ]
一般仕様	
型式	(1) バンク型 (2) セルフコンテント型 (3) セルフコンテント型 (4) セルフコンテント型 (5) セルフコンテント型 (6) バンク型 (7) セルフコンテント型 (8) セルフコンテント型
主要な構造材	別表ト設-気45
寸法(単位:mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8) 
その他の構成機器	-
その他の性能	捕集効率 2段:99.997%以上、2段(バンク型):99.9%以上
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物
核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設的地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタは耐震重要度分類第2類とする。 [656] 高性能エアフィルタ(タイプ1、2、5)第2類 支持脚部材: 別表ト設-気45 支持脚アンカーボルト: 別表ト設-気45、図ト設-気2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 [656] 高性能エアフィルタ(バンクタイプ1、2)第2類 部材: SS400、SUS304 アンカーボルト(バンクタイプ1、2): SS400、M12×12本 SWCH、M16×22本(新規)
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
技術基準に基づく設計(注)	

表ト設-気45 気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/3)

員数	1式 (1) 9×2個 [052-1~052-9 2段フィルタ] (2) 6×2個 [043-7 2段フィルタ、043-8 2段フィルタ、044-9~044-12 2段フィルタ] (3) <u>4×2個 [042-3~042-6 2段フィルタ]</u> (4) <u>2×2個 [041-1 2段フィルタ、041-2 2段フィルタ]</u> (5) 1×2個 [046 2段フィルタ] (6) 9×2個 [053-1~053-9 2段フィルタ] (7) 2×2個 [045-13 前後、045-14 2段フィルタ] (8) 2×2個 [051-15 前後、051-16 2段フィルタ]
一般仕様	
型式	(1) バンク型 (2) セルフコンテント型 (3) セルフコンテント型 (4) セルフコンテント型 (5) セルフコンテント型 (6) バンク型 (7) セルフコンテント型 (8) セルフコンテント型
主要な構造材	別表ト設-気45
寸法(単位:mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8) 
その他の構成機器	-
その他の性能	捕集効率 2段:99.997%以上、2段(バンク型):99.9%以上
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物
核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設的地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタは耐震重要度分類第2類とする。 [656] 高性能エアフィルタ(タイプ1、2、5)第2類 支持脚部材: 別表ト設-気45 支持脚アンカーボルト: 別表ト設-気45、図ト設-気2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 [656] 高性能エアフィルタ(バンクタイプ1、2)第2類 部材: SS400、SUS304 アンカーボルト(バンクタイプ1、2): SS400、M12×12本 SWCH、M16×22本(新規)
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
技術基準に基づく設計(注)	

仕様表及び系統図の記載を適正化するため。なお、本変更は高性能エアフィルタの個数と番号の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト設一液6 地下集水槽 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{715} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 {717} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 {718} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット	
機器名	廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び連熱板を設置する。 *1: {717}液位高警報設備を改造、{718}堰漏水検知警報設備を新設する。	
頁数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液8
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ピット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。{717}液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

1919

変更後

表ト設一液6 地下集水槽 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{715} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 {717} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 {718} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット	
機器名	廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び連熱板を設置する。 ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> *1: {717}液位高警報設備を改造、{718}堰漏水検知警報設備を新設する。	
頁数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液8
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ピット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。{717}液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

1919

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

別表ト設一気45 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5)) 柱(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5)) はり(高性能エアフィルタ(バンクタイプ1,2)) 柱(高性能エアフィルタ(バンクタイプ1,2))	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ ^{*1}	
	その他	金属カバー アンカーボルト(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5)) アンカーボルト(高性能エアフィルタ(バンクタイプ1,2))	

事業許可との対応：{653}{656}

*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気46 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応：{653}{657}

1966

別表ト設一気45 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5)) 柱(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5)) はり(高性能エアフィルタ(バンクタイプ1,2)) 柱(高性能エアフィルタ(バンクタイプ1,2))	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ ^{*1}	
	その他	金属カバー アンカーボルト(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5)) アンカーボルト(高性能エアフィルタ(バンクタイプ1,2))	

事業許可との対応：{653}{656}

*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気46 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応：{653}{657}

1966

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保送上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

別表ト設一液6 地下集水槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
地下集水槽 A 地下集水槽 B	主要な構造材	柱(地下集水槽 A、B)	
	廃液と接触する部位	地下集水槽 A、B スクラバ給水ポンプ 配管 ピット内液回収配管 逆止弁 雑廃水受槽	
	その他	アンカーボルト(地下集水槽 A、B) 金属製カバー 漏水検知器(接液部) 液位計(接液部) オイルパン(スクラバ給水ポンプ) 遮熱板(スクラバ給水ポンプ)	

事業許可との対応：{715}，{717}，{718}

*1:金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

1983

別表ト設一液6 地下集水槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
地下集水槽 A 地下集水槽 B	主要な構造材	柱(地下集水槽 A、B)	
	廃液と接触する部位	地下集水槽 A、B スクラバ給水ポンプ 配管 ピット内液回収配管 逆止弁 雑廃水受槽	
	その他	アンカーボルト(地下集水槽 A、B) 金属製カバー 漏水検知器(接液部) 液位計(接液部) オイルパン(スクラバ給水ポンプ) 遮熱板(スクラバ給水ポンプ)	

事業許可との対応：{715}，{717}，{718}

*1:金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

1983

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は部材強度の表記に関するものでもあるが、適合性評価の結果には影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表リ-6 その他の加工施設 付属建物第2廃棄物処理所の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
第2廃棄物処理所 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造 (火災感知設備) 変更なし (警報設備)
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1:屋外に設置

2018

表リ-6 その他の加工施設 付属建物第2廃棄物処理所の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
第2廃棄物処理所 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造及び増設 (火災感知設備) 変更なし (警報設備)
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1:屋外に設置

2018

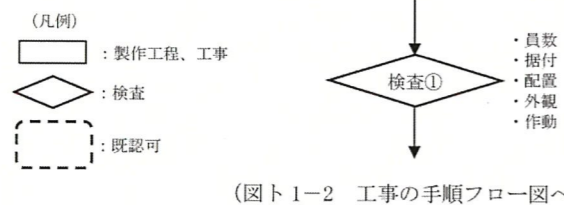
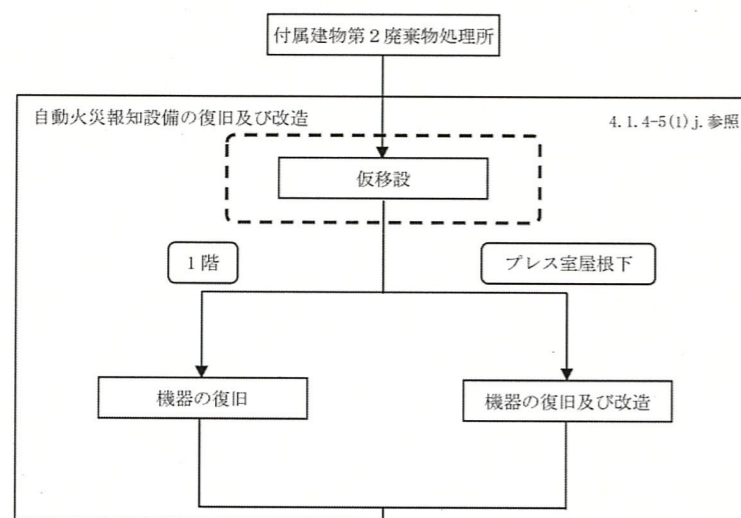
消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
<p>配置を図り非-6-4に示す。</p> <p>f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設:付属建物第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図り4-5-6参照)</p> <p>配置を図り非-6-4に、脱着部詳細図を図り非-6-5に示す。</p> <p>g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^(注3):仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図り4-5-7参照)</p> <p>配置を図り非-2-5~6に示す。</p> <p>h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^(注4):仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図り4-5-8参照)</p> <p>配置を図り非-2-5~6に示す。</p> <p>i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^(注5):仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図り4-5-9参照)</p> <p>配置を図り非-2-5に示す。</p> <p>j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造^(注6):仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図り4-5-10参照)</p> <p>配置を図り非-3-6~7に示す。</p> <p>k. 消火設備(消火器)の復旧^(注7):仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。(図り4-5-11参照)</p> <p>配置を図り非-4-11~12に示す。</p> <p>l. 変更しない設備・機器の検査:変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る。(図り4-5-12参照)</p> <p>配置を図り非-4-1に示す。</p> <p>注):注意事項</p> <p>注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請</p> <p>注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請</p> <p>注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既申請</p> <p>注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請</p> <p>注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請</p> <p>注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請</p> <p>注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請</p> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。 ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。 <p>b. 安全管理(防火を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養 <p>2082</p>	<p>配置を図り非-6-4に示す。</p> <p>f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設:付属建物第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図り4-5-6参照)</p> <p>配置を図り非-6-4に、脱着部詳細図を図り非-6-5に示す。</p> <p>g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^(注3):仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図り4-5-7参照)</p> <p>配置を図り非-2-5~6に示す。</p> <p>h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^(注4):仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図り4-5-8参照)</p> <p>配置を図り非-2-5~6に示す。</p> <p>i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^(注5):仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図り4-5-9参照)</p> <p>配置を図り非-2-5に示す。</p> <p>j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、<u>増設</u>及び改造^(注6):仮移設した自動火災報知設備の復旧、<u>増設</u>及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図り4-5-10参照)</p> <p>配置を図り非-3-6~7に示す。</p> <p>k. 消火設備(消火器)の復旧^(注7):仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。(図り4-5-11参照)</p> <p>配置を図り非-4-11~12に示す。</p> <p>l. 変更しない設備・機器の検査:変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る。(図り4-5-12参照)</p> <p>配置を図り非-4-1に示す。</p> <p>注):注意事項</p> <p>注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請</p> <p>注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請</p> <p>注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既申請</p> <p>注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請</p> <p>注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請</p> <p>注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請</p> <p>注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請</p> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。 ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。 <p>b. 安全管理(防火を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養 <p>2082</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

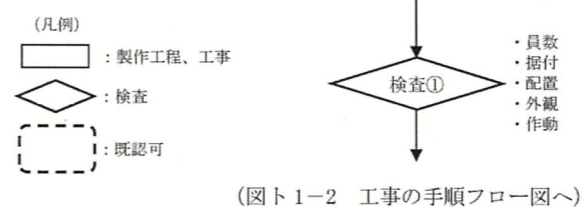
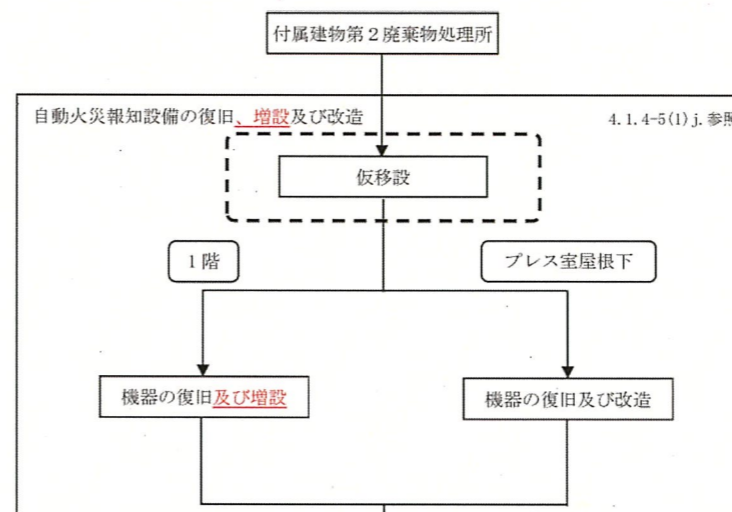
変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)



図リ4-5-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造の手順フロー図

2091

変更後



図リ4-5-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造の手順フロー図

2091

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

追表り設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	(906) 分析設備 同位体分析設備	
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室	
機器名	分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表り設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

2162

変更後

追表り設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	(906) 分析設備 同位体分析設備	
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室	
機器名	分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)	
変更内容	(1) <u>改造</u> <u>・耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> (2) <u>改造</u> <u>・耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u>	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表り設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

2162

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)		変更後	変更理由
追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (1/3)		追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (1/3)	
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称
設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [907] 分析設備 不純物分析設備 (1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室	設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [907] 分析設備 不純物分析設備 (1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名	分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP 質量分析装置 (3) ICP 発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫	機器名	分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP 質量分析装置 (3) ICP 発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 改造 ・ 既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・ 電巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。	変更内容	(1) 改造 ・ <u>耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> (2) 改造 ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (3) 改造 ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (4) 改造 ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (5) 改造 ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (6) 改造 ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (7) 改造 ・ <u>耐震性向上のために脚部をアンカーボルトにより固定する。</u> (8) 改造 ・ 既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・ 電巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基		
一般仕様	型式 (1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300Duo、UF4A-AA6M-CA1T※1 (4) AQS-2120、UF4A-AA5M-CA1T※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CA0T※1 (6) HSU-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600H (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CABI、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品 主要な構造材 別表り設-3		
2164		2164	設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

前頁の変更に伴う表の頁の繰り下げ。(本頁に内容の変更はない。)

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	寸法(単位: mm)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)(廃水タンク)
技術基準に基づく設計(注)	その他の性能	有効容量約870L(廃水タンク)
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する(廃水タンクを除く)。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)(廃水タンクを除く)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 (907) 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト: [] (新規) 設置架台部材: [] 設置架台アンカーボルト: [] (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする(廃水タンク)。 [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する(廃水タンクを除く)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する(廃水タンク)。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-57 参照)(廃水タンク)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する(廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする(廃水タンクを除く)。 [12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する(サンプル保管庫を除く)。
	安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)。	

2165

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基
	型式	(1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300Duo、UF4A-AA6M-CA1T※1 (4) AQS-2120、UF4A-AA5M-CA1T※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CA0T※1 (6) HSU-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600H (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CAB1、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品
一般仕様	主要な構造材	別表り設-3
	寸法(単位: mm)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
技術基準に基づく設計(注)	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)(廃水タンク)
	その他の性能	有効容量約870L(廃水タンク)
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する(廃水タンクを除く)。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)(廃水タンクを除く)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 (907) 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト: [] (新規) 設置架台部材: [] 設置架台アンカーボルト: [] (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-

2165

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (3/3)

搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(漏水検知警報設備は次回以降申請)(廃水タンク)。
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト(含む拘束金具)で固定する。
添付図	図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2008051号にて認可済み

2166

変更後

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。(廃水タンク) [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。(廃水タンクを除く) [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。(廃水タンク) [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第19-0801号 図り建-57 参照)(廃水タンク)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する(廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。(廃水タンクを除く) [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。(サンプル保管庫を除く)
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。(固体発光分光分析装置、自動ハログゲン分析装置、サンプル保管庫)
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(漏水検知警報設備は次回以降申請)(廃水タンク)。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト(含む拘束金具)で固定する。	
添付図	図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2008051号にて認可済み

2166

変更理由

前頁の変更に伴う表の頁の繰り下げ。(本頁に内容の変更はない。)

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

追表り設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	(908) 分析設備 物性測定設備	
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 嵩密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 改造 ・ 火災防止のため、金属製カバーを設置する。	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基	
一般仕様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AAOT※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AA8M-AAOT※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)	

2167

変更後

追表り設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	(908) 分析設備 物性測定設備	
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 嵩密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置	
変更内容	(1) 改造 ・ 老朽化のため、設置架台を更新する。 ・ 耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・ 設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 (2) 改造 ・ 耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・ 設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 ・ 駆動部への巻き込まれ防止のためにカバーを設置する。 (3) 改造 ・ 老朽化のため、設置架台を更新する。 ・ 耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・ 設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 ・ 火災防止のため、金属製カバーを設置する。	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基	
一般仕様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AAOT※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AA8M-AAOT※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)	

2167

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバーの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

追表り設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(909) 分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	
変更内容	(1) 改造 ・作業性改善のため、下部へのシュート部を閉止する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法(単位:mm)	(1)
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

2169

変更後

追表り設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(909) 分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	
変更内容	(1) 改造 ・作業性改善のため、下部へのシュート部を閉止する。 ・ <u>アンカーボルトを交換する。</u>	
員数	1基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法(単位:mm)	(1)
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

2169

変更理由

アンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表1-1 検査の項目 (4/4)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項												
				一号 構造、強度及び漏えい		二号 系統		三号 動作		四号 QIS						
				員数	外形	寸法	配置	材料	系統	添付	著底	二号 (注2)	三号 (注3)			
放射線医療施設の廃棄施設	付属建物第2階薬物処理所 薬物プレス室、倉庫、前室、洗面所、更衣室、シャワー室、ロビー、脱衣所、洗面所、空調、汚物処理室、洗車室、屋外	非常用設備 緊急避難設備(1)	非常用照明	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	-	○	○		
		非常用設備 緊急避難設備(2)	非常用照明	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	○	
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			飛散防止用防護ネット	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急避難設備(3)	緊急避難設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			緊急避難設備(2)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			緊急避難設備(3)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急避難設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災警報設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			自動火災警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用設備 自動火災警報設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	自動火災警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
非常用設備 消火設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	自動火災警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1)：外観検査 (注2)機器の外観、(注3)配管の確認
 (注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法
 (注3)：その他承認又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
 (注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

変更後

表1-1 検査の項目 (4/4)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項												
				一号 構造、強度及び漏えい		二号 系統		三号 動作		四号 QIS						
				員数	外形	寸法	配置	材料	系統	添付	著底	二号 (注2)	三号 (注3)			
放射線医療施設の廃棄施設	付属建物第2階薬物処理所 薬物プレス室、倉庫、前室、洗面所、更衣室、シャワー室、ロビー、脱衣所、洗面所、空調、汚物処理室、洗車室、屋外	非常用設備 緊急避難設備(1)	非常用照明	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	-	○	○		
		非常用設備 緊急避難設備(2)	非常用照明	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	○	
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			飛散防止用防護ネット	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急避難設備(3)	緊急避難設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			緊急避難設備(2)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			緊急避難設備(3)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急避難設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災警報設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			自動火災警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用設備 自動火災警報設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	自動火災警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
非常用設備 消火設備	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	自動火災警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	非常用設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1)：外観検査 (注2)機器の外観、(注3)配管の確認
 (注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法
 (注3)：その他承認又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
 (注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (9/11)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第二項 ^{※3}												三号 ^{※2} QMS			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するための十分な方法						二 号 ^{※1}			仕様						
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	単一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 値 ^{※1}	面速		保持	IL	他
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェック タンク室	堰(ウラン回収第2系 列-2)	新設	①②③ ⑦	①② ③	①② ③	①	①	①	①	①	①	①	①	-	-	-	①	
		投入ボックス	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		溶出槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		抜出ボックス	変更なし	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		中間槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		ろ過器(中間槽)	変更なし	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		溶出液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		リサイクル液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		洗浄液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		沈殿槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		遠心分離機	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		ろ液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
仕上げろ過器	変更なし	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①		

2232

変更後

表2-1-1 化学処理施設の検査の項目 (9/11)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第二項 ^{※3}												三号 ^{※2} QMS			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するための十分な方法						二 号 ^{※1}			仕様						
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	単一	複数	遮蔽	材料	仕様 性能 値 ^{※1}	面速		保持	IL	他
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェック タンク室	堰(ウラン回収第2系 列-2)	新設	①②③ ⑦	①② ③	①② ③	①	①	①	①	①	①	①	①	-	-	-	①	
		投入ボックス	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		溶出槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		抜出ボックス	変更なし	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		中間槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		ろ過器(中間槽)	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		溶出液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		リサイクル液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		洗浄液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		沈殿槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		遠心分離機	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
		ろ液受槽	改造	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①
仕上げろ過器	変更なし	①②③ ⑧⑨	①⑥ ⑦	①② ③	①	①	①②	①	①②	①	①	①	①	①	-	-	①		

2232

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表2-6-1 放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄物の廃棄設備)の検査の項目(1/12)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三條の四の二 第一項 ^{※3}										二号 ^{※1}	三号 ^{※2}		
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法					二号 ^{※1}							仕様性能 ^{※1}	QMS ^{※2}
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	境界安全	遮蔽	材料	仕様性能 ^{※1}				
放射性廃棄物の廃棄施設	工場棟 転換工場 機械室	給気ファン	改造、変更なし	①	①②③⑦	①	①	①②③	②	②	-	-	-	①	-	-	①
	付属建物 第2核燃料倉庫 外	給気ファン	改造、更新	①	①②③⑦	①	①	①②③	②	②	-	-	-	①	-	-	①
	工場棟 転換工場 分光分析室	給気ファン	改造	①	①②③⑦	①	①	①②③	②	②	-	-	-	①	-	-	①
	工場棟 転換工場 機械室	排気ファン	改造、変更なし	①	①②③⑤⑦	①④⑤	①	①②③⑤	②③	②③	-	-	-	①	②	②	①②
	工場棟 転換工場 フィルタ室	排気ファン	改造、変更なし	①	①②③⑤⑦	①④⑤	①	①②③⑤	②③	②③	-	-	-	①	②	②	①②

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。
 注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。
 注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。
 ※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法
 ※2:三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
 ※3:検査の方法は表2-8-1参照

2251

変更後

表2-6-1 放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄物の廃棄設備)の検査の項目(1/12)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三條の四の二 第一項 ^{※3}										二号 ^{※1}	三号 ^{※2}		
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法					二号 ^{※1}							仕様性能 ^{※1}	QMS ^{※2}
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	境界安全	遮蔽	材料	仕様性能 ^{※1}				
放射性廃棄物の廃棄施設	工場棟 転換工場 機械室	給気ファン	改造、変更なし	①	①②③⑦	①	①	①②③	②	②	-	-	-	①	-	-	①
	付属建物 第2核燃料倉庫 外	給気ファン	改造	①	①②③⑦	①	①	①②③	②	②	-	-	-	①	-	-	①
	工場棟 転換工場 分光分析室	給気ファン	改造	①	①②③⑦	①	①	①②③	②	②	-	-	-	①	-	-	①
	工場棟 転換工場 機械室	排気ファン	改造、変更なし	①	①②③⑤⑦	①④⑤	①	①②③⑤	②③	②③	-	-	-	①	②	②	①②
	工場棟 転換工場 フィルタ室	排気ファン	改造、変更なし	①	①②③⑤⑦	①④⑤	①	①②③⑤	②③	②③	-	-	-	①	②	②	①②

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。
 注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。
 注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。
 ※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法
 ※2:三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
 ※3:検査の方法は表2-8-1参照

2251

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表2-6-1 放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄物の廃棄設備)の検査の項目(3/12)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項 ^{※3}										三号 ^{※2} QMS H3			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法					二号 ^{※1}								
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	単一	複数	遮蔽	材料		仕様性能 ^{H2}	面連	保持
放射性 廃棄物 の廃棄 施設	工場棟 転換工場 機械室 排気塔 ファイルタ 室	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設、改 造、変更 なし	①	①②③	-	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場	給気ダクト・ダンパ	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	付属建物 第2核燃料倉庫	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備~高性 能エアフィルタ)	改造	①	①②	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	付属建物 除染室・ 分析室	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィル タ~排気塔)	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場 転換加工 室	スクラバ	更新	①	①②③ ④	①	①	③	②	①② ③	-	-	-	-	-	-	①

2253

変更後

表2-6-1 放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄物の廃棄設備)の検査の項目(3/12)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項 ^{※3}										三号 ^{※2} QMS H3			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法					二号 ^{※1}								
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	単一	複数	遮蔽	材料		仕様性能 ^{H2}	面連	保持
放射性 廃棄物 の廃棄 施設	工場棟 転換工場 機械室 排気塔 ファイルタ 室	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設、改 造	①	①②③	-	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場	給気ダクト・ダンパ	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	付属建物 第2核燃料倉庫	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備~高性 能エアフィルタ)	改造	①	①②	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	付属建物 除染室・ 分析室	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィル タ~排気塔)	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場 転換加工 室	スクラバ(塔体・選 択・乾燥機系統)	改造	①	①②③ ④	①	①	③	②	①② ③	-	-	-	-	-	-	①

2253

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表2-6-1-1 放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄物の廃棄設備)の検査の項目(4/12)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第一項 ³⁾ 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										三号 ³⁾ QMS					
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料		仕様性能 ¹⁾	面識	二号 ¹⁾ 作動 ¹⁾		仕様性能 ¹⁾
										単一	複数						保持	IL	
放射性廃棄物の廃棄施設	工場棟 転換工場	給気ダクト・ダンパ	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		排気ダクト・ダンパ (節風、設備~高性能エアフィルタ)	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	④
	工場棟 転換工場	水スクラバ (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		アルカリリクスクラバ (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③ ④	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場	排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③ ④	①	①	①② ③④	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		コンデンサ (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場 チェック タンク室	スクラバ (ウラン回収第2系 列系統)	変更なし	①	①②③ ④	①	①	①② ③④	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		排ガス分解装置	改造	①	①②③ ⑦	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	④	-	-	①
	工場棟 転換工場 屋外	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィル タ~排気塔)	改造	①	①②	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	④
		スクラバ (分析系統)	改造	①	①②③ ④	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①

2254

変更後

表2-6-1-1 放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄物の廃棄設備)の検査の項目(4/12)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第一項 ³⁾ 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										三号 ³⁾ QMS					
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料		仕様性能 ¹⁾	面識	二号 ¹⁾ 作動 ¹⁾		仕様性能 ¹⁾
										単一	複数						保持	IL	
放射性廃棄物の廃棄施設	工場棟 転換工場	給気ダクト・ダンパ	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		排気ダクト・ダンパ (節風、設備~高性能エアフィルタ)	改造	①	①②③	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	④
	工場棟 転換工場	水スクラバ (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		アルカリリクスクラバ (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③ ④	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場	排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③ ④	①	①	①② ③④	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		コンデンサ (ウラン回収第1系 列系統)	変更なし	①	①②③	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
	工場棟 転換工場 チェック タンク室	スクラバ (ウラン回収第2系 列系統)	改造	①	①②③ ④	①	①	①② ③④	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		排ガス分解装置	改造	①	①②③ ⑦	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	④	-	-	①
	工場棟 転換工場 屋外	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィル タ~排気塔)	改造	①	①②	⑧	①	③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	④
		スクラバ (分析系統)	改造	①	①②③ ④	①	①	①② ③	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①

2254

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震	耐電害	火災	境界
第2 廃棄物処理所	8-a. 柱梁仕口部補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とプレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の鋼金とベースプレートを溶接により補強する。	◎	-	-	-
	8-b. 外部階段移設	付属建物第2 廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する。	-	-	-	-
	8-c. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の開口部に耐火壁を追設する。	-	-	◎(内部)	-
	8-d. エキスパンションジョイント改造	耐震性能向上を目的に、南北渡り廊下と付属建物第1 廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ処理棟との継ぎ目部既存エキスパンションジョイントを改造する。	◎	○	○(外部)	-
	8-e. 鋼板新設	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の南北渡り廊下及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。	-	◎	○(内部)	-
	8-f. 外壁サイディング補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎部に鉄筋コンクリートを増打する。また、南北渡り廊下と付属建物第1 廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ処理棟との構築にエキスパンションジョイントを設置する。	○	◎	○(外部)	-
	8-g. 鉄原新設	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄原(SD-77)を新設する。	-	◎	○(内部)	-
	8-h. 鉄原補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄原(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄原補強材により補強する。	-	◎	○(内部)	-
	8-i. 折板追設補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する。	-	◎	○(内部)	-

凡例

- ◎：工事の主目的
- ：影響評価をしている項目

注) 耐震評価ではすべての補強の重量を考慮している

名称	シリンドラ処理棟、第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
図番	図イ建-1-3(2/2)

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震	耐電害	火災	境界
第2 廃棄物処理所	8-a. 柱梁仕口部補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とプレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の鋼金とベースプレートを溶接により補強する。	◎	-	-	-
	8-b. 外部階段移設	付属建物第2 廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する。	-	-	-	-
	8-c. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の開口部に耐火壁を追設する。	-	-	◎(内部)	-
	8-d. エキスパンションジョイント改造	耐震性能向上を目的に、南北渡り廊下と付属建物第1 廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ処理棟との継ぎ目部既存エキスパンションジョイントを改造する。	◎	○	○(外部)	-
	8-e. 鋼板新設	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の南北渡り廊下及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。	-	◎	○(内部)	-
	8-f. 外壁サイディング補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎部に鉄筋コンクリートを増打する。また、南北渡り廊下と付属建物第1 廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ処理棟との構築にエキスパンションジョイントを設置する。	○	◎	○(外部)	-
	8-g. 鉄原新設	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄原(SD-77)を新設する。 <u>内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄原(SD-77)を新設する。</u> <u>柱の軍交の既存ドアを撤去し、鉄原(SD-149)を新設する。</u>	-	◎	◎(内部)	-
	8-h. 鉄原補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄原(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄原補強材により補強する。	-	◎	○(内部)	-
	8-i. 折板追設補強	耐震性能向上を目的に、付属建物第2 廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する。	-	◎	○(内部)	-

凡例

- ◎：工事の主目的
- ：影響評価をしている項目

注) 耐震評価ではすべての補強の重量を考慮している

名称	シリンドラ処理棟、第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
図番	図イ建-1-3(2/2)

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

建具表

番号	巻	材料	寸法※	備考
SD-34	*2	F3		
SD-35	*1	F3		
SD-36	*1	F3		
SD-38	*1	F3		
SD-39	*2	F3		
SD-40	*1	F3		
SD-74	*1	F3		
SD-75	*1	F3		
SD-76	*1	F3		
SD-77	*2	F3		
SD-78	*1	F3		
SD-79	*1	F3		
SS-80	*3	F1		
SD-81	*1	F1		
SD-94	*2	F3		
SD-147	*1	F3		
ガラリ1		F1		
ガラリ2		F1		
ガラリ3		F1		

※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す
 シャッタの寸法は枠の内法の概略寸法を示す
 *1 補強する鉄扉
 *2 新設する鉄扉
 *3 補強するシャッタ

注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す
 注2) ガラリは固縛する

単位：mm

名称	シリンダ洗浄機、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所
図番	図イ建-1-7
建具表	—

2298

変更後

建具表

番号	巻	材料	寸法※	備考
SD-34	*2	F3		
SD-35	*1	F3		
SD-36	*1	F3		
SD-38	*1	F3		
SD-39	*2	F3		
SD-40	*1	F3		
SD-74	*1	F3		
SD-75	*1	F3		
SD-76	*1	F3		
SD-77	*2	F3		
SD-78	*1	F3		
SD-79	*1	F3		
SS-80	*3	F1		
SD-81	*1	F1		
SD-94	*2	F3		
SD-147	*1	F3		
SD-149	*2	—		
ガラリ1		F1		
ガラリ2		F1		
ガラリ3		F1		

※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す
 シャッタの寸法は枠の内法の概略寸法を示す
 *1 補強する鉄扉
 *2 新設する鉄扉
 *3 補強するシャッタ

注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す
 注2) ガラリは固縛する

単位：mm

名称	シリンダ洗浄機、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所
図番	図イ建-1-7
建具表	—

2298

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

建物名称	区域	位置				厚さ(単位:mm, 材質)	
		東	西	南	北	厚さ(主寸法)	床
シリングダ流注棟	T1-1						
第2廃棄物処理所	T1-2						
第2廃棄物処理所 (2号通リE-F間の1階、 2F給気室)	T2						
第2廃棄物処理所 (倉庫)	T3						

注1) ALC(軽量気泡コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す
 注2) 全ての鉄扉及びシャッターは1.5mm以上の鋼板

名称	シリングダ流注棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)
図番	図イ建-1-9(1/2)
番	-

2301

変更後

建物名称	区域	位置				厚さ(単位:mm, 材質)	
		東	西	南	北	厚さ(主寸法)	床
シリングダ流注棟	T1-1						
第2廃棄物処理所	T1-2						
第2廃棄物処理所 (2号通リE-F間の1階、 2F給気室)	T2						
第2廃棄物処理所 (倉庫)	T3						

注1) ALC(軽量気泡コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す
 注2) 全ての鉄扉及びシャッターは1.5mm以上の鋼板

名称	シリングダ流注棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ(1)
図番	図イ建-1-9(1/2)
番	-

2301

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (調整処理装置)		ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (フェックタンク装置)		ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (フェックタンク装置)	
符号	機器名	符号	機器名	符号	機器名
10-1	イオン交換装置(吸着塔)(1)	10-15	脱洗装置	10-43	ADU受ホッパ
10-2	イオン交換装置(吸着塔)(2)	10-16	オーバーフロー液変槽	10-44	ADU排出ボックス
10-3	イオン交換装置(吸着塔)(3)	10-17	投入ボックス(1)	10-45	ヒュームフード(2)
10-4	イオン交換装置(吸着塔)(4)	10-18	投入ボックス(2)	10-46	箱型乾燥機
10-5	イオン交換装置(吸着塔)(5)	10-19	溶出槽(1)	10-47	扉(ウラン回収第2系列2)
10-6	イオン交換装置(吸着塔)(6)	10-20	溶出槽(2)	10-48	溶出側共通薬台
10-7	イオン交換装置(吸着塔)(7)	10-21	抽出ボックス(1)	10-49	沈殿側共通薬台
10-8	イオン交換装置(吸着塔)(8)	10-22	抽出ボックス(2)		
10-9	イオン交換装置(吸着塔)(9)	10-23	中間槽(1)		
10-10	イオン交換装置(吸着塔)(10)	10-24	中間槽(2)		
10-11	イオン交換装置(吸着塔)(11)	10-25	ろ過器(中間槽)(1)		
10-12	イオン交換装置(吸着塔)(12)	10-26	ろ過器(中間槽)(2)		
10-13	扉(ウラン回収第2系列-1)	10-27	溶出液変槽(1)		
10-14	廃液処理共通薬台	10-28	溶出液変槽(2)		
		10-29	溶出液変槽(3)		
		10-30	リサイクル液受槽(1)		
		10-31	リサイクル液受槽(2)		
		10-32	リサイクル液受槽(3)		
		10-33	洗浄液変槽(1)		
		10-34	洗浄液変槽(2)		
		10-35	沈殿槽(1)		
		10-36	沈殿槽(2)		
		10-37	遠心分離機		
		10-38	ろ液変槽		
		10-39	仕上げろ過器		
		10-40	清澄液変槽		
		10-41	乾燥機		
		10-42	乾燥排気フィルタ		

ウラン回収設備(第3系列) ⑪ (廃薬・分析薬 作業室(2))		ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (転換加工室)	
符号	機器名	符号	機器名
11-1	回転色機	10-50	粉砕機
11-2	粉末回収ボックス	10-51	スクラップ仮置炉
		10-52	ヒュームフード(1)

*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

化学処理施設 機器配置図	
名称	番号
図イ配-1(15/15)	工場棟 転換工場

2564

変更後

ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (フェックタンク装置)		ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (フェックタンク装置)		ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (フェックタンク装置)	
符号	機器名	符号	機器名	符号	機器名
10-1	イオン交換装置(吸着塔)(1)	10-15	脱洗装置	10-43	ADU受ホッパ
10-2	イオン交換装置(吸着塔)(2)	10-16	オーバーフロー液変槽	10-44	ADU排出ボックス
10-3	イオン交換装置(吸着塔)(3)	10-17	投入ボックス(1)	10-45	ヒュームフード(2)
10-4	イオン交換装置(吸着塔)(4)	10-18	投入ボックス(2)	10-46	箱型乾燥機
10-5	イオン交換装置(吸着塔)(5)	10-19	溶出槽(1)	10-47	扉(ウラン回収第2系列2)
10-6	イオン交換装置(吸着塔)(6)	10-20	溶出槽(2)	10-48	溶出側共通薬台
10-7	イオン交換装置(吸着塔)(7)	10-21	抽出ボックス(1)	10-49	沈殿側共通薬台
10-8	イオン交換装置(吸着塔)(8)	10-22	抽出ボックス(2)		
10-9	イオン交換装置(吸着塔)(9)	10-23	中間槽(1)		
10-10	イオン交換装置(吸着塔)(10)	10-24	中間槽(2)		
10-11	イオン交換装置(吸着塔)(11)	10-25	ろ過器(中間槽)(1)		
10-12	イオン交換装置(吸着塔)(12)	10-26	ろ過器(中間槽)(2)		
10-13	扉(ウラン回収第2系列-1)	10-27	溶出液変槽(1)		
10-14	廃液処理共通薬台	10-28	溶出液変槽(2)		
		10-29	溶出液変槽(3)		
		10-30	リサイクル液変槽(1)		
		10-31	リサイクル液変槽(2)		
		10-32	リサイクル液変槽(3)		
		10-33	洗浄液変槽(1)		
		10-34	洗浄液変槽(2)		
		10-35	沈殿槽(1)		
		10-36	沈殿槽(2)		
		10-37	遠心分離機		
		10-38	ろ液変槽		
		10-39	仕上げろ過器		
		10-40	清澄液変槽		
		10-41	乾燥機		
		10-42	乾燥排気フィルタ		

ウラン回収設備(第3系列) ⑪ (廃薬・分析薬 作業室(2))		ウラン回収設備(第2系列) ⑩ (転換加工室)	
符号	機器名	符号	機器名
11-1	回転色機	10-50	粉砕機
11-2	粉末回収ボックス	10-51	スクラップ仮置炉
		10-52	ヒュームフード(1)

*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

化学処理施設 機器配置図	
名称	番号
図イ配-1(15/15)	工場棟 転換工場

2564

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

系統名称	ファン番号	非常用電源に接続する回路の電圧値[V]	形状	ボルト間距離 \$b_1\$ [mm]	ボルト径 \$d_1\$ [mm]	ボルト径 \$d_2\$ [mm]	変更内容	溢水水位 [mm]	オイルパン
原料倉庫 室内排気系統	13RE	-	A				変更なし	200	なし
転換加工室 室内排気系統(1)	14RE	-	B				変更なし	200	なし
転換加工室 室内排気系統(2)	15RE	-	B				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
計器室 室内排気系統	16RE	-	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
フィルタ室 室内排気系統	17E	-	A				変更なし	200	なし
付帯設備室 室内排気系統	18E	-	A				変更なし	200	なし
廃棄物処理室 室内排気系統(2)	19E	-	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
転換加工室 局所排気系統(2)	21E, *12 21IE *12	18.5, (18.5)	A				火災対策のためオイルパン及び燃焼盤を設置する	200	あり
原料倉庫 局所排気系統	23E *13	7.5	B				耐震補強のため据付部を改造する	200	なし
原料倉庫 局所排気系統	23IE *13	(7.5)	B				耐震補強のため据付部を改造する	200	なし
転換加工室 局所排気系統(1)	24E, *14 24IE *14	17.0, (17.0)	B				火災対策のためオイルパン及び燃焼盤を設置する	140	あり
転換加工室 局所排気系統(4)	25E, *15 25IE *15	5.5, (5.5)	A				変更なし	200	なし
チェックタンク室 局所排気系統(2)	27IE	-	B				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
チェックタンク室 局所排気系統(2)	27E	-	B				耐震補強のため据付部を改造する	200	なし
分析室、分光分析室 局所排気系統(1)	28E *1	5.5	A				耐震補強のため据付部を改造する	溢水なし	なし
分析室、分光分析室 室内排気系統	29E	-	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	140	なし
廃棄物処理室 室内排気系統(1)	30E	-	A				変更なし	200	なし
除染室(2)、通路(2) 室内・局所排気系統	38E	-	D				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	140	なし
第2楼燃料倉庫、前室 室内排気系統	40E *1	3.7	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	140	なし

非常用ディーゼル発電機に接続するファン

配線用遮断機 切替機 高用電源

非常用ディーゼル発電機 750kVA×2台 (1台は予備機)

※1: 非常用ディーゼル発電機に接続するファン
※2, ※3, ※4, ※5: それぞれ片系ずつ運転する

3733

変更後

系統名称	ファン番号	非常用電源に接続する回路の電圧値[V]	形状	ボルト間距離 \$b_1\$ [mm]	ボルト径 \$d_1\$ [mm]	ボルト径 \$d_2\$ [mm]	変更内容	溢水水位 [mm]	オイルパン
原料倉庫 室内排気系統	13RE	-	A				変更なし	200	なし
転換加工室 室内排気系統(1)	14RE	-	B				変更なし	200	なし
転換加工室 室内排気系統(2)	15RE	-	B				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
計器室 室内排気系統	16RE	-	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
フィルタ室 室内排気系統	17E	-	A				変更なし	200	なし
付帯設備室 室内排気系統	18E	-	A				変更なし	200	なし
廃棄物処理室 室内排気系統(2)	19E	-	A				溢水対策のため基礎を改造する	200	なし
転換加工室 局所排気系統(2)	21E, *12 21IE *12	18.5, (18.5)	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
原料倉庫 局所排気系統	23E *13	7.5	B				火災対策のためオイルパン及び燃焼盤を設置する	200	あり
原料倉庫 局所排気系統	23IE *13	(7.5)	B				耐震補強のため据付部を改造する	200	なし
転換加工室 局所排気系統(1)	24E, *14 24IE *14	17.0, (17.0)	B				耐震補強のため据付部を改造する	140	あり
転換加工室 局所排気系統(4)	25E, *15 25IE *15	5.5, (5.5)	A				変更なし	200	なし
チェックタンク室 局所排気系統(2)	27IE	-	B				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	200	なし
チェックタンク室 局所排気系統(2)	27E	-	B				耐震補強のため据付部を改造する	200	なし
分析室、分光分析室 局所排気系統(1)	28E *1	5.5	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	溢水なし	なし
分析室、分光分析室 室内排気系統	29E	-	A				ファンを更新する、ファンを移設する	140	なし
廃棄物処理室 室内排気系統(1)	30E	-	A				変更なし	200	なし
除染室(2)、通路(2) 室内・局所排気系統	38E	-	D				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	140	なし
第2楼燃料倉庫、前室 室内排気系統	40E *1	3.7	A				制御盤を防護するため溢水防護カバーを設置する	140	なし

非常用ディーゼル発電機に接続するファン

配線用遮断機 切替機 高用電源

非常用ディーゼル発電機 750kVA×2台 (1台は予備機)

※1: 非常用ディーゼル発電機に接続するファン
※2, ※3, ※4, ※5: それぞれ片系ずつ運転する

3733

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

No. 609 給気ファンリスト			
系統名称	ファン番号	架台形状	ボルト径 x本数
分析室、分光分析室 給気系統(1) 第2燃燃料倉庫、前室 給気系統	52S *1	A	
	39S *2	A	
変更内容 保全のため既存のファンを撤去し新設する 変更なし			
No. 641 給気ファンリスト			
系統名称	ファン番号	架台形状	ボルト径 x本数
ベレット貯蔵室 給気系統 ベレット加工室 給気系統(3) ベレット加工室 給気系統(2) 燃料棒溶接室、燃料棒補修室 給気系統 作業室、廃棄物貯留室 給気系統	22A, 221A	B	
	23A	B	
	24A	A	
	27A	B	
	SF3 *3	A	
変更内容 耐震補強のため据付部を改造する 耐震補強のため据付部を改造する 耐震補強のため据付部を改造する 耐震補強のため据付部を改造する 変更なし			
No. 654 給気ファンリスト			
系統名称	ファン番号	架台形状	ボルト径 x本数
フィルタ室給気系統	SF-1	A	
変更内容 変更なし			
<p>*1: 屋外設置のコンクリート・サポート基礎 (基礎厚さ0.4m、砕石厚さ0.05m) で支持 *2: 屋外設置のコンクリート・サポート基礎 (基礎厚さ0.3m、砕石厚さ0.05m) で支持 *3: 屋外設置のコンクリート・サポート基礎 (基礎厚さ0.4m) で支持</p>			
名	気体廃棄設備		
図	給気ファン (床置き型)		
番	図ト設-気3 (2/4)-3		
	-		

3769

変更後

No. 609 給気ファンリスト			
系統名称	ファン番号	架台形状	ボルト径 x本数
分析室、分光分析室 給気系統(1) 第2燃燃料倉庫、前室 給気系統	32S *1	A	
	39S *2	A	
変更内容 保全のため既存のファンを撤去し新設する 耐震補強のため据付部を改造する			
No. 641 給気ファンリスト			
系統名称	ファン番号	架台形状	ボルト径 x本数
ベレット貯蔵室 給気系統 ベレット加工室 給気系統(3) ベレット加工室 給気系統(2) 燃料棒溶接室、燃料棒補修室 給気系統 作業室、廃棄物貯留室 給気系統	22A, 221A	B	
	23A	B	
	24A	A	
	27A	B	
	SF3 *3	A	
変更内容 耐震補強のため据付部を改造する 耐震補強のため据付部を改造する 耐震補強のため据付部を改造する 耐震補強のため据付部を改造する 変更なし			
No. 654 給気ファンリスト			
系統名称	ファン番号	架台形状	ボルト径 x本数
フィルタ室給気系統	SF-1	A	
変更内容 変更なし			
<p>*1: 屋外設置のコンクリート・サポート基礎 (基礎厚さ0.4m、砕石厚さ0.05m) で支持 *2: 屋外設置のコンクリート・サポート基礎 (基礎厚さ0.3m、砕石厚さ0.05m) で支持 *3: 屋外設置のコンクリート・サポート基礎 (基礎厚さ0.4m) で支持</p>			
名	気体廃棄設備		
図	給気ファン (床置き型)		
番	図ト設-気3 (2/4)-3		
	-		

3769

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表1 工事工程表 (2/8)

施設名称	設置場所	名称 ¹⁾	変更の内容	令和2年 (2020年) 度				令和3年 (2021年) 度				
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
化学処理施設	工場棟結核工場	通算混合装置 ・小分け装置	変更なし									△▽
		クラン運送装置(第1系列) ・庫(クラン運送第1系列) ・ろ過器(2)	新設									△▽
		クラン運送装置(第1系列) ・原料フードボックス ・溜り槽 ・送心ろ過機 ・浮遊物受槽 ・沈降槽 ・送心分離機 ・乾燥機 ・洗浄液受けポット ・ろ過機(1) ・漏れ防止装置 ・明け替えフードボックス① ・明け替えフードボックス② ・計量機 ・バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①) ・ろ過機(既設用) ・ろ過機(2) ・新設機 ・給送装置 ・バックアップフィルタ(輸送装置) ・乾燥機 ・粉末受けホッパー	改造									△▽
		クラン運送装置(第1系列) ・ろ過機(1) ・ろ過機(2) ・乾燥トレイ用台車	変更なし									△▽
		クラン運送装置(第2系列) ・庫(クラン運送第2系列-1) ・庫(クラン運送第2系列-2)	新設									△▽
		クラン運送装置(第2系列) ・イオン交換装置(既設機) ・給送装置 ・オーバーフロー受槽 ・投入ボックス ・溜り槽 ・中間槽 ・溜り槽受槽 ・リサイクル受槽 ・洗浄液受槽 ・沈降槽 ・送心分離機 ・ろ過機 ・浮遊物受槽 ・乾燥機 ・給送ホッパー ・粉砕機 ・スクラップ留め機 ・乾燥ポート用台車 ・ヒュームフード(1) ・ヒュームフード(2) ・縦型乾燥機	改造									△▽
		クラン運送装置(第3系列) ・排出ボックス ・乾燥機 ・乾燥機用フィルタ ・給送ボックス	変更なし									△▽
		除菌室・分析室	クラン運送装置(第3系列) ・原料混合機 ・原料投入ボックス	改造								△▽
		屋外	工場棟結核工場 ・行車建物・リン酸洗浄機	改造								△▽
		底形施設	工場棟製型工場	圧縮機設置 ・給送し粉投入ホッパー ・給送し粉小分けボックス ・バックアップフィルタ(粉末輸送) ・給送し粉投入ボックス ・大型混合装置(1) ・大型混合装置(2) ・大型粉末容器排出ボックス ・大型粉末容器用クレーン ・原料粉末ホッパー ・原料混合機 ・縦型用プレス ・スラグコンベア ・粉末集塵装置 ・バックアップフィルタ(粉末集塵装置) ・送給機 ・送給機用小分けボックス ・濃縮粉ホッパー ・濃縮粉混合機 ・原料混合機 ・本機用プレス ・ペレット移送機(1) ・ペレット移送機(2) ・乾燥機 ・乾燥機用プレス ・フードボックス(2)	改造							
圧縮機設置 ・給送し粉ホッパー台車 ・給送し粉輸送装置 ・明け替えボックス ・送給機用小分けボックス ・フードボックス(1) ・フードボックス(3)	変更なし										△▽	

4288

変更後

表1 工事工程表 (2/8)

施設名称	設置場所	名称 ¹⁾	変更の内容	令和2年 (2020年) 度				令和3年 (2021年) 度				
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
化学処理施設	工場棟結核工場	通算混合装置 ・小分け装置	変更なし									△▽
		クラン運送装置(第1系列) ・庫(クラン運送第1系列) ・ろ過器(2)	新設									△▽
		クラン運送装置(第1系列) ・原料フードボックス ・溜り槽 ・送心ろ過機 ・浮遊物受槽 ・沈降槽 ・送心分離機 ・乾燥機 ・洗浄液受けポット ・ろ過機(1) ・漏れ防止装置 ・明け替えフードボックス① ・明け替えフードボックス② ・計量機 ・バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①) ・ろ過機(既設用) ・ろ過機(2) ・新設機 ・給送装置 ・バックアップフィルタ(輸送装置) ・乾燥機 ・粉末受けホッパー	改造									△▽
		クラン運送装置(第1系列) ・ろ過機(1) ・ろ過機(2) ・乾燥トレイ用台車	変更なし									△▽
		クラン運送装置(第2系列) ・庫(クラン運送第2系列-1) ・庫(クラン運送第2系列-2)	新設									△▽
		クラン運送装置(第2系列) ・イオン交換装置(既設機) ・給送装置 ・オーバーフロー受槽 ・投入ボックス ・溜り槽 ・中間槽 ・溜り槽受槽 ・リサイクル受槽 ・洗浄液受槽 ・沈降槽 ・送心分離機 ・ろ過機 ・浮遊物受槽 ・乾燥機 ・給送ホッパー ・粉砕機 ・スクラップ留め機 ・乾燥ポート用台車 ・ヒュームフード(1) ・ヒュームフード(2) ・縦型乾燥機 ・ろ過機(中間槽)	改造									△▽
		クラン運送装置(第3系列) ・排出ボックス ・乾燥機 ・乾燥機用フィルタ ・給送ボックス	変更なし									△▽
		除菌室・分析室	クラン運送装置(第3系列) ・原料混合機 ・原料投入ボックス	改造								△▽
		屋外	工場棟結核工場 ・行車建物・リン酸洗浄機	改造								△▽
		底形施設	工場棟製型工場	圧縮機設置 ・給送し粉投入ホッパー ・給送し粉小分けボックス ・バックアップフィルタ(粉末輸送) ・給送し粉投入ボックス ・大型混合装置(1) ・大型混合装置(2) ・大型粉末容器排出ボックス ・大型粉末容器用クレーン ・原料粉末ホッパー ・原料混合機 ・縦型用プレス ・スラグコンベア ・粉末集塵装置 ・バックアップフィルタ(粉末集塵装置) ・送給機 ・送給機用小分けボックス ・濃縮粉ホッパー ・濃縮粉混合機 ・原料混合機 ・本機用プレス ・ペレット移送機(1) ・ペレット移送機(2) ・乾燥機 ・乾燥機用プレス ・フードボックス(2)	改造							
圧縮機設置 ・給送し粉ホッパー台車 ・給送し粉輸送装置 ・明け替えボックス ・送給機用小分けボックス ・フードボックス(1) ・フードボックス(3)	変更なし										△▽	

4288

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表1 工事工程表 (6/8)

Table with columns for construction name, location, name, change content, and monthly progress from 11/2020 to 8/2021. Includes rows for various equipment like fans and filters.

表1 工事工程表 (6/8)

Table with columns for construction name, location, name, change content, and monthly progress from 11/2020 to 8/2021. Includes rows for various equipment like fans and filters.

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

補足説明
本変更により、表1 工事工程表(5/8)の屋外 気体廃棄設備(1) 給気ファン 改造(4291頁)に統合。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

変更後

変更理由

表1 工事工程表 (7/8)

Table with columns: 施設名称, 設置場所, 名称, 変更の内容, and monthly progress bars for fiscal years 2020 and 2021. It details construction schedules for various facility components.

表1 工事工程表 (7/8)

Table with columns: 施設名称, 設置場所, 名称, 変更の内容, and monthly progress bars for fiscal years 2020 and 2021. This table shows changes to the original schedule, with modifications highlighted in black text and underlines.

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表1 工事工程表 (8/8)

施設名称	設置場所	名称 ^{注1)}	変更の内容	令和2年 (2020年) 度				令和3年 (2021年) 度			
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
その他の第1施設	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所	緊急対策設備(2) ・飛散防止用防護ネット	新設								△▽
		工場棟転機工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 付属建物除染室・ 分析室 付属建物第2核燃料 倉庫	新設								
第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所	工場棟転機工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 付属建物除染室・ 分析室	緊急対策設備(3) ・兼(内部排水止水用)	新設								△▽
		作業設備 ・保安検査器(転機工場)～(転機工場10) ・保安検査器(成型工場)～(成型工場8) ・保安検査器(成型工場10) ・保安検査器(ウラン管理1)～(ウラン管理2) ・保安検査器(ウラン管理3) ・保安検査器(ウラン管理4)	改造				△				
第1工場成型工場	作業設備 ・保安検査器(加工棟1)～(加工棟6) ・保安検査器(加工棟7)～(加工棟9)	変更なし					△				△▽
工場棟転機工場	分析設備 ・同位体分析設備	変更なし									△▽
工場棟転機工場 除染室・分析室	分析設備 ・不純物分析設備(固体元素分析装置、ICP質量分析装置、ICP元素分析装置、自動水分分析装置、放射線測定器、自動水分分析装置、自動水分分析装置、自動水分分析装置)	変更なし									△▽
除染室・分析室	分析設備 ・不純物分析設備(酸水タンク)	改造									△▽
		新設									△▽
分析設備	・物性測定設備(比表面積測定装置、密度測定装置)	変更なし									△▽
		改造									△▽
分析設備	・放射性測定装置(平均放射線測定装置)	改造									△▽
		改造									△▽
屋外	付属建物除染室	新設									△▽
		撤去									△▽

【凡例】
 — : 工事
 △ : 使用前事業者検査(当該建物・設備・機器)
 ▽ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

変更後

表1 工事工程表 (8/8)

施設名称	設置場所	名称 ^{注1)}	変更の内容	令和2年 (2020年) 度				令和3年 (2021年) 度			
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
その他の第1施設	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所	緊急対策設備(2) ・飛散防止用防護ネット	新設								△▽
		工場棟転機工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 付属建物除染室・ 分析室 付属建物第2核燃料 倉庫	新設								
第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所	工場棟転機工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 付属建物除染室・ 分析室	緊急対策設備(3) ・兼(内部排水止水用)	新設								△▽
		作業設備 ・保安検査器(転機工場)～(転機工場10) ・保安検査器(成型工場)～(成型工場8) ・保安検査器(成型工場10) ・保安検査器(ウラン管理1)～(ウラン管理2) ・保安検査器(ウラン管理3) ・保安検査器(ウラン管理4)	改造					△			
第1工場成型工場	作業設備 ・保安検査器(加工棟1)～(加工棟6) ・保安検査器(加工棟7)～(加工棟9)	変更なし						△			△▽
工場棟転機工場	分析設備 ・同位体分析設備	改造									△▽
工場棟転機工場 除染室・分析室	分析設備 ・不純物分析設備(固体元素分析装置、ICP質量分析装置、ICP元素分析装置、自動水分分析装置、放射線測定器、自動水分分析装置、自動水分分析装置、自動水分分析装置)	改造									△▽
		改造									△▽
除染室・分析室	分析設備 ・不純物分析設備(酸水タンク)	改造									△▽
		改造									△▽
分析設備	・物性測定設備(比表面積測定装置、密度測定装置)	改造									△▽
		改造									△▽
分析設備	・放射性測定装置(平均放射線測定装置)	改造									△▽
		改造									△▽
屋外	付属建物除染室	新設									△▽
		撤去									△▽

【凡例】
 — : 工事
 △ : 使用前事業者検査(当該建物・設備・機器)
 ▽ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

変更理由
 設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更理由

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																						
				定義(安重施設)	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物第2廃棄物処理所 ※1:屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備 放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3 20-4 21-2	21-1 21-2 21-3	-	-	
		非常用設備 消火設備 屋外消火栓 ^{※1}	変更なし	-	-	-	-	5-8	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備 消火器	変更なし	-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし ^{※2}	-	-	-	-	5-4 5-5	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	新設	-	-	-	-	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
非常用設備 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設	1-2	-	-	4-17	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	11-2 11-14 11-17	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-			

4344

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																							
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
その他の加工施設	付属建物第2廃棄物処理所 ※1：屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備 放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3 20-4 21-2	21-1 21-2 21-3	-	-	
		非常用設備 消火設備 屋外消火栓 ^{※1}	変更なし	-	-	-	-	5-8	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備 消火器	変更なし	-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし ^{※2}	-	-	-	-	5-4 5-5	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	-	-	-	-	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用）	新設	1-2	-	-	4-17	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	11-2 11-14 11-17	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4344

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。